

第**2**章 計画の評価

1 計画の評価について

1 計画の構成

本計画では、4つの基本目標、11つの課題、32つの施策に関連する事業として、94つの事業を選定しました。そのうち47つの事業には、計画の最終年度（令和12年度）における推進状況の目安となる目標値を設定しています。また、6つの施策は、本計画期間の前期5年における重点取組に位置づけています。

2 評価方法

（1）行政内部自己評価

個々の事業の推進状況について、市の担当所管課がそれぞれ自己評価を行った上で、計画の4つの基本目標における11つの課題ごとに、「多摩市女と男がともに生きる行動計画推進会議」（副市長を会長とし部長相当職で構成する市の内部会議。以下「推進会議」という。）で総合的な評価を行います。

評価	目標値設定事業（P.23～47）	取組事業（P.48～68）
A	目標値以上または推進率 100%	目標を達成した
B	推進率 60%以上 100%未満	目標に向かってかなり前進した
C	推進率 10%以上 60%未満	目標に向かって前進した
D	推進率 10%未満	目標に向かってほとんど前進できなかった

※事業番号 86「推進状況の把握と評価」では、A=10点、B=7点、C=4点、D=1点と換算したものを「推進レベル」として、実績値（94事業の推進レベルの平均値）を算出しています。

（2）外部評価

市民や学識者で構成する「多摩市男女平等参画推進審議会」が、行動計画の推進状況の実績と上記（1）の行政内部自己評価を参考に、客観的な評価と提言を行います。

3 評価の視点

本計画の行政内部自己評価及び外部評価にあたっては、その事業をきちんと実施したかどうかという観点だけでなく、その事業が計画の基本目標や課題、施策の方向に照らして、男女平等参画が実際にどれだけ推進されたかを判断して評価をしています。

基本目標ごとの視点

基本目標 1	社会の固定的な性別役割分担意識（男だから、女だから等）に捉われずに、家庭や教育、地域の場などで、男女平等・男女共同参画の意識の醸成や啓発が図られているか。ひとり親家庭や高齢者、性的指向・性自認（SOGI）に関する課題を抱えている当事者など、困難な状況にある人々への支援を通して、それぞれの生活が安定し、自立を促す取組みが行われているか。
基本目標 2	男女問わず就職や再就職、起業に向けた支援を行うとともに、家事や子育て、介護等とともに担い、仕事と生活が調和できる社会環境を整備する取組みが行われているか。政策・方針決定過程への男女の参画など、あらゆる分野で男女の隔てなくバランスよく参画を推進しているか。
基本目標 3	配偶者や交際相手からの暴力（DV・デートDV）や性に関するハラスメント、ストーカー行為、性暴力・性犯罪等に対し、意識啓発や相談窓口の充実など、互いの性と人権を尊重する社会を創り、あらゆる暴力の根絶に向けた取組みが行われているか。
基本目標 4	「女と男がともに生きる行動計画」の着実な推進や「TAMA女性センター」の機能充実と認知度向上に向けて、事業の充実や市民参画等の取組みが行われているか。

2 行政内部自己評価 総評

令和3年度から第4次多摩市女と男がともに生きる行動計画が新たにスタートしましたが、令和2年度に続き、新型コロナウイルスの影響が残る年度でもありました。

今回、評価の対象とする事業（「目標値設定事業」（47事業）と「取組事業」（47事業）を合わせた94事業）では、A評価が55事業、B評価が19事業、C評価は8事業、D評価は12事業であり、各評価を点数化した全体の評価は、「7.7」でB評価でした。第3次行動計画とは目標値設定事業や取組事業を変更しているため一概に比較はできませんが、令和元年度は「7.5」令和2年度は「7.2」でした。新型コロナウイルスの影響を受けているなかでも、感染対策等を行い、各種取組を進めた結果によるものと考えられます。

新型コロナウイルスの影響を受けた事業の背景には、就労率の低下、在住外国人の減少、在宅時間及びテレワークの増加などがあり、とりわけ基本目標2「ワーク・ライフ・バランスとあらゆる女性の活躍の推進」において、本行動計画の基準年度となる令和元年度の値（近況値）や目標値に至らないD評価事業が多く見られました。

一方で、この近況値及び目標値には達しなかったものの、「多様な保育サービスの提供」では令和2年度と比較すると回復傾向に向かっており、「放課後の子どもの居場所づくりの推進」では活動の制限期間がありながらも、事業の継続が図られていました。

また、審議会等での女性委員比率に関しては、全体として40%前後を推移しているものの伸び悩んでおり、昨年度の多摩市男女平等参画推進審議会の外部評価において、目標の50%に向けた対応について指摘を受けたことを踏まえ、現状をより適切に捉えるために、今年度の評価から、委員会設置規定等において外部機関等の役職を指定する「職指定委員」と、学識経験者や公募市民などの「職指定以外委員」それぞれの割合を出すこととしました。その結果、女性の割合について、職指定委員は30.8%、職指定以外委員は43.2%と12.4ポイントの開きがあることがわかりました。全体としては40.1%で、元年度の40.3%より低くなったため「D評価」でしたが、昨年度の38.5%よりも1.6ポイント上昇しました。

TAMA 女性センターの認知度は45.4%であり、前回調査時の令和元年度より0.1ポイント上昇しました。

今後も、新型コロナウイルスの影響に留意しつつ、第4次行動計画の実現に向けて鋭意対応するものとします。

令和4年7月14日

多摩市長 阿部 裕行 殿

多摩市男女平等参画推進審議会
会長 中島 康 予

本審議会は、「多摩市女と男の平等参画を推進する条例」第20条2項2号に基づき、令和3年度から令和12年度までを計画期間とする「第4次多摩市女と男がともに生きる行動計画」（以下「行動計画」という。）の令和3年度における実施内容及び進捗状況の評価を行い、意見をまとめました。

令和3年度は、行動計画の初年度です。本年度の外部評価は、前期行動計画の実績や行政内部自己評価、推進状況外部評価を振り返りつつ、審議会として改めて重要と考える課題について項目を設定し、評価を行いました。

本評価で取り上げた内容を活用し、今後の多摩市における男女平等参画がより一層推進されるよう、引き続き市全体で取組みを進められることを望みます。

記

1 評価の概要について

令和3年度は、①市の行政委員会、附属機関等における女性委員の比率について、②困難な状況に置かれている方への支援について、③社会情勢にあわせた啓発及び環境整備についての3つの観点から評価を行いました。以下、項目ごとに評価結果を述べます。

2 評価の結果

①市の行政委員会、附属機関等における女性委員の比率について

令和3年度における市の行政委員会、附属機関等における女性委員の比率は40.1%（774人中310人）でした。国の第5次男女共同参画基本計画に定められる目標値40%以上や、東京26市の平均値（令和3年度実績：33.6%）を上回ってはいますが、行動計画の近況値（40.3%）や目標値（50.0%）、また東京26市の最高値（武蔵野市：46.5%）を依然として下回っています。

女性委員比率については、第4次行動計画以前から指摘し続けており、直近では平成30年度外部評価で課題として取り上げていますが、以降の実績値は平成30年度39.5%、令和元年度40.3%、令和2年度38.5%と横ばいであり、令和3年度実績も含め、ほとんど改善が見られません。ただし、個別に見ると、一部の委員

会・審議会では令和2年度実績から女性委員比率を10%以上向上させており、改善に向けた努力を評価します。

前回取り上げた際には、「職指定が不可欠かどうか改めて検討すること」、「性別にとらわれることなく一人一人の経験や適性などを踏まえて委員の選出に当たるよう努めること」の2点を指摘しました。委員選出にあたり、職指定を撤廃し団体から自由に推薦できることが望ましいですが、職指定とするにしても選出要件は見直されるべきです。

例えば、専門性をもって代表できる職指定の幅を広げられないか等、現在指定している職でなくてはならない理由を見直し改善することで、団体の実態によっては女性委員を選出できる可能性が高まることが考えられます。要綱等で団体の長を指定したとしても、その長がさらに別の団体構成員を委員に指名できるように改正するなどの工夫も考えられます。

また、女性委員比率が著しく低い委員会・審議会等においては、委員に女性がいることの重要性を理解することが大切です。女性委員の積極的登用は、市民の意見を的確に市政に反映できるだけでなく、新たな発想と多様な意見を受け入れていくという市の姿勢を明確にできます。男女の人数が均衡な委員構成であることが望ましいということを念頭に置き、積極的・継続的に選出母体である団体に働きかけ対話を重ねるなど、改善に向けた努力をするべきです。

なお、東京都では令和4年6月から東京都男女平等参画基本条例の改正により東京都版クォータ制（※）を導入しています。「男女いずれの性も40%以上であること（努力規定）」、「一つの性の委員のみで構成しないこと（義務規定）」を条例で規定し、原則全審議会に適用しています。クォータ制のような積極的な取組みを視野に入れつつ、目標達成に向けた改善策を検討していただきたいと考えます。

委員会・審議会等の専門分野によっては、そもそもその分野に女性が少ないなど様々な課題もあると思います。改善策の検討にあたっては、必要に応じて、当審議会にもご相談いただければ、他自治体等の事例を参考に、改善策をともに考えてまいります。

※クォータ制：積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の手法の一つであり、人種や性別などを基準に一定の人数や比率を割り当てる制度のこと。

〔出典：「第5次男女共同参画基本計画」（内閣府）〕

【主な関連事業・施策】

事業46 市の行政委員会、附属機関等における男女平等参画の推進

②困難な状況に置かれている方への支援について

新型コロナウイルス感染症感染拡大により、多摩市民も様々な影響を受けています。TAMA女性センターが実施する「女性を取り巻く悩みなんでも相談」では、一昨年からコロナ関連の相談が増え、令和3年度の相談総件数は425件と、6年

ぶりに 400 件を超える結果となっています。このことから、精神的・経済的にコロナの影響を受けた市民が、一定以上いるということがうかがえます。

なかでも、女性への影響はとりわけ大きいものでした。例えば、先の見えない不安や外出自粛、仕事環境の変化によるストレス等から女性に対する暴力が深刻化しました。「女性を取り巻く悩みなんでも相談」でのDVに関する相談件数は、コロナ禍以前の令和元年度 38 件に対し、令和 2 年度 67 件、令和 3 年度 51 件と増加しています。また、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のための休業や時短営業の要請は、女性の非正規雇用労働者の割合が高いサービス業に大きな影響を与え、結果として女性やひとり親家庭の経済状況は深刻な状態となっています。

このような困難な状況に置かれている人々の支援に向けた取組みは、多摩市においても様々な観点から実施されており、行動計画の基本目標 1 「性別にとらわれない誰もが暮らしやすいまちの実現」の課題 2 「困難な状況に置かれている方への支援」には、11 事業が位置付けられています。事業 13 「ひとり親家庭の生活安定のための自立支援」でのひとり親家庭ホームヘルプサービスの派遣の実施や、事業 20 「性的指向・性自認（SOGI）に関する正しい理解の促進」での性の多様性に関する意識啓発事業の実施により、施策(1)「ひとり親家庭への支援」と施策(3)「性的指向・性自認（SOGI）に関する課題を抱えている当事者等への支援」においては、すべての事業で A 評価を得ています。これは評価できる点ですが、一方で事業 16 「生活困窮者の生活安定のための自立支援」や事業 18 「外国人の生活安定のための自立支援」は D 評価にとどまっており、施策(2)「高齢者、障がい者、生活困窮者等への支援」の目標達成度は低くなっています。

この課題に位置付けられている事業は生死にかかわる支援であり、困難な状況に置かれているすべての方が十分な支援を受けられるべきであると考えます。事業実施が新型コロナウイルスの影響を受けている中であっても、それゆえに事業の目標達成度が低いということはあってはならないことです。なお、困難な状況に置かれている方への支援とは、当然のことながら行動計画に位置付けられた事業だけではないため、庁内連携による伴走型支援がより一層求められます。事業の対象者数の多少や評価結果にかかわらず、必要な方に必要な支援が届けられるよう今後も継続して事業を実施してください。A 評価を得られていない事業については、周知強化などの工夫が不可欠です。

令和 6 年 4 月には、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が施行されます。国や東京都の動向を踏まえつつ、全庁的に取組みを進めてください。

【主な関連事業・施策】

施策(2) 高齢者、障がい者、生活困窮者等への支援（事業 14～19）

③社会情勢にあわせた啓発及び環境整備について

令和元年度・令和 2 年度外部評価でも述べているとおり、新型コロナウイルス感染症感染拡大を契機として、オンラインイベントやオンデマンド配信等のこれまで

なかなか普及してこなかった取組みが急速に普及し、市民生活に大きな変化・影響を及ぼしました。コロナ禍以前と比較して市役所におけるオンライン体制の整備は進んでおり、市民への啓発等には動画配信やWeb会議システムを利用した取組みを実施できるようになりました。新型コロナウイルス感染症感染拡大が終息したとしても、コロナ禍以前の状態に戻るのではなく、これらの新たな手法を併用して取組みを進めていくことが考えられることから、従来の方法にとらわれず、事業の開催方法やその方法における効果について検証が必要です。オンライン・オフライン問わず様々な方法で事業を展開することで、より多くの市民に啓発できるのではないのでしょうか。

また、コロナ禍においてSNSの発信力や波及効果が改めて注目されました。自粛期間等の人とつながりにくい状況を経て、SNSはより一層重要なコミュニケーションツールであり、情報収集ツールともなっています。特に若年層に利用者が多いことから、幅広い年齢層に情報を届けるためにはSNSの活用が不可欠です。市役所においてもTwitterやLINE、Instagramでの情報発信を行っていますが、各課の情報が一度に発信され、情報が埋もれがちであるためか効果はあまり感じられません。しかし、SNSにおける情報発信こそ、多摩市と市民の距離を縮める絶好の機会です。

例えば、事業90「TAMA女性センターの認知度向上に向けた取組」の指標「TAMA女性センターの認知度」は45.4%でD評価となっていますが、TAMA女性センターやTAMA女性センター市民運営委員会の単独のSNSアカウントをつくり情報発信を行うことで、認知度を向上させられるのではないのでしょうか。東京ウィメンズプラザや国分寺市人権平和課（男女平等推進センター）等、他自治体の男女平等主管課でも単独のTwitterアカウントから啓発事業や相談事業について発信しています。送り手もより情報を届けたい人に届けられ、また受け手もより情報を収集しやすくなるため、情報を必要としている人に必要な情報を、なかでも②で取り上げたような支援を必要としている人やその周囲の人たちに情報を届けやすくなり、加えてTAMA女性センターの取組みが多くの人々の目に触れることで、関心を寄せる新たな層が増えると考えられます。

今回の新型コロナウイルス感染症感染拡大に限らず、市役所においても時代や状況にあわせてアプローチ方法を再考し、変化に柔軟に対応していく必要があります。その結果、TAMA女性センターの取組みが市民にとって親しみやすいものになれば、TAMA女性センターの認知度の向上につながるのではないのでしょうか。より多くの市民への啓発や情報発信とTAMA女性センターのファン獲得、認知度向上に向け、工夫して柔軟に取り組んでください。

【主な関連事業・施策】

事業90 TAMA女性センターの認知度向上に向けた取組

3 最後に

行動計画の初年度である令和3年度の行動計画全事業の推進レベルの平均値は7.7でした。令和2年度までの第3次行動計画と設定事業が異なるため参考値ではあるものの、令和2年度の推進レベルの平均値は7.2であり、新型コロナウイルスの影響が残る中でも94事業中55事業と過半数の事業においてA評価を得て、行動計画を推進したことを評価します。

今回評価項目として取り上げた「①市の行政委員会、附属機関等における女性委員の比率について」及び「③社会情勢にあわせた啓発及び環境整備について」は、以前から指摘しており取り組んでいます。多摩市の取組みを推進するにあたり非常に重要であることを再度認識し、本評価をふまえてこれまで以上に推進に努めてください。また、「②困難な状況に置かれている方への支援について」は、コロナ禍においてより顕在化した課題であるため、早急な解決策の検討が必要です。

令和4年7月13日に世界経済フォーラムが発表した2022年版の「ジェンダーギャップ報告書」で、日本の男女平等達成率は146ヶ国中116位でした。一方、多摩市が東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会でホストタウンとなったアイスランド共和国は13年連続1位です。ステファン・ホイクル・ヨハネソン駐日アイスランド大使は、TAMA女性センターのインタビューに対して、「男女平等社会は、それ自体が正しいことであるだけでなく、『スマート』なことでもある。男女平等な社会は、より幸福で、より健康的（病気や衛生観念の対処）で、より国際社会においても信頼され、より経済が栄える傾向があることも研究により示されている。」と述べられています。アイスランドからも学びながら、男女平等参画が進んだ『はつらつとした社会』の実現に向けて多摩市が先導して取組みを進めていきましょう。

今年度の評価は、「第4次多摩市女と男がともに生きる行動計画」を今後推進していくうえで、基準となるものです。各事業における課題を改めて認識し、本審議会からの評価を踏まえて、目標達成に向けてより一層の取組を強化していただけることを期待しています。